

第1条 BizSTATION ワンデーロ振サービス利用規定

1. BizSTATION ワンデーロ振サービス(以下「Biz ワンデーロ振サービス」といいます。)とは、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスまたは BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に定める円預金サービス「口座振替」(以下「Biz 口振サービス」といいます。)をお申込のお客さまが、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定または BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下総称して「Biz 口振関連規定」といいます。)で定められた締切時間を越えて口座振替取引の依頼内容が確定となるデータの送付(BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い、Web 承認の承認方法を選択された場合に依頼のための承認操作を行うことを含みます。以下同じです。)を行うことができ、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座からの引落処理において、初回引落処理で引落結果を確定させる事により、引落日当日に引落結果の確認を行うことができ、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座から引き落とした金額の合計額を、引落日の当日に、委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金するサービスのことをいいます。
2. Biz ワンデーロ振サービスの利用にあたっては本 BizSTATION ワンデーロ振サービス利用規定(以下「Biz ワンデーロ振サービス規定」といいます。)および Biz 口振関連規定を適用するものとします(Biz 口振関連規定に規定された「口座振替サービス」等に Biz ワンデーロ振サービスが含まれるものとします。)。なお、Biz ワンデーロ振サービス規定と Biz 口振関連規定が抵触する場合には、Biz ワンデーロ振サービス規定が優先されるものとします。

第2条 Biz ワンデーロ振サービスの内容

1. 口座振替取引依頼の内容が確定となるデータの送付締切時間は、引落日の前営業日の午後 6 時とします。
2. Biz ワンデーロ振サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼の内容が確定となるデータの送付は、引落日前営業日の当行所定の時間以外は利用できません。
3. Biz ワンデーロ振サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼の明細数は、当行所定の数を超える事はできません。
4. Biz ワンデーロ振サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼が Biz ワンデーロ振サービス対象の取引となります。当該委託者コードを指定しない取引依頼は、Biz ワンデーロ振サービス対象とはなりません。
5. 当行は、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座から、引落日の当行所定时限までに実施される初回引落処理で引落した金額の合計額においては、引落日の当日に委託者(収納企業)であるお客さまからお届けいただいた指定の預金口座に入金するものとします。
6. 当行は、引落依頼に基づき預金者(契約者)の預金口座からの引落処理において、引落日の当行所定时限までに実施される初回引落処理で資金不足になった場合には、それ以降、引落日の当日に入金等がなされた場合であっても、引落処理は行いません。
7. BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に従い、口座振替引落結果を確認する事および BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定に従い、口座振替収納取引の結果を受信する事が、引落日の当日以降にできます。

第3条 手数料

1. Biz ワンデーロ振サービスの利用にあたっては、Biz ワンデーロ振サービス初期手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また本サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたします。この場合、当行は Biz ワンデーロ振サービス初期手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。Biz ワンデーロ振サービス初期手数料および消費税が引落せなかつた場合、当行は引落せなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落せるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引落すものとします。
2. Biz ワンデーロ振サービスが登録されている委託者コードを指定した取引依頼は、BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz ワンデーロ振サービスの従量料金を加えた手数料および消費税をいただきます。なお、当行は BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第8条の手数料に Biz ワンデーロ振サービスの従量料金を加えた手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、別途お届けいただいた指定の預金口座から当行所定の日に自動的に引落します。
3. 引落済の手数料について、当行は一切返戻義務を負いません。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz ワンデーロ振サービスは、Biz 口振サービスをご利用またはお申込のお客さまのみ申込みます。
2. Biz ワンデーロ振サービスの利用を申込される方は Biz ワンデーロ振サービス規定、Biz 口振関連規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申込むものとします。
3. 当行は、お客さまのお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz ワンデーロ振サービスのお申込を承諾しないことがあります。
4. お客さまは、当行所定の方法により Biz ワンデーロ振サービスを取止めることができます。この場合 Biz 口振サービスは引き続きご利用になれるものとします。
5. Biz 口振サービスを取止めることは、Biz ワンデーロ振サービスも取止めるものとします。

第5条 当行からのサービス取止め・サービス廃止

1. 当行は、お客さまについて次に定める事由の一が生じた場合には、事前に何らの通知・催告を要することなく Biz ワンデーロ振サービスを取止めできるものとします。
 - (1) 当行所定の一定期間のご利用がないとき。
 - (2) お客さまが Biz ワンデーロ振サービスの契約に違反したとき。
2. BizSTATION 利用規定第 19 条その他の事由により BizSTATION の契約が解約された場合(ただし、BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定に定める口座振替サービスについては BizSTATION サーバ接続サービス利用基本規定第 22 条その他の事由により BizSTATION サーバ接続サービスの契約が解約された場合)には、Biz ワンデーロ振サービスも当然に取止めになります。
3. Biz ワンデーロ振サービスは、3 ヶ月前に相手方に通知することにより、当事者の一方の都合で取止めすることができます。
4. BizSTATION 口座振替収納事務取扱規定第4条に従って届け出られた Biz ワンデーロ振サービスによる取引に使用する口座が解約されたときは、Biz ワンデーロ振サービスの契約は当然に終了するものとします。

第6条 関係規定の適用

Biz ワンデーロ振サービス規定および Biz 口振関連規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第7条 サービス内容または規定の変更

Biz ワンデーロ振サービスまたは Biz ワンデーロ振サービス規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害

が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

第8条 條款

1. Biz ワンデーロ振サービス規定は 2021 年 9 月 13 日をもって「ワンデーロ振サービスに関する依頼書」に記載された内容から変更されたものです。
2. 2021 年 9 月 12 日以前に Biz ワンデーロ振サービスの利用を申込まれた方は、2021 年 9 月 13 日時点で Biz ワンデーロ振サービスの内容をご了承されたものとし、それ以降は Biz ワンデーロ振サービス規定が適用されるものとします。

以上